

「乾めん類品質表示基準」、「めん類等用つゆ品質表示基準」、「チルドぎょうざ類品質表示基準」、「うなぎ加工品品質表示基準」の改正について

資料 2

平成 22 年 7 月
消 費 者 庁

第 1 回食品表示部会にて、平成 22 年上期に検討を開始すると説明した標記 4 基準について、見直しの作業を開始し、国民の皆様からの御意見募集を開始する。

寄せられた御意見を参考のうえ、これらの品目について調査を進め、準備の整った品目から、品質表示基準改正案を添えて消費者委員会に諮問していく予定。

- 資料 2 - 1 乾めん類品質表示基準等の見直し開始に伴う御意見募集について
- 資料 2 - 2 「品質表示基準見直しに係る説明会」の開催について
- 資料 2 - 3 「乾めん類品質表示基準」、「めん類等用つゆ品質表示基準」、「チルドぎょうざ類品質表示基準」、「うなぎ加工品品質表示基準」の概要について
- 資料 2 - 4 品質表示基準の策定・見直しの手順について